

2022年4月1日～

パワハラ防止法中小企業も義務化、改正育児・介護休業法の段階的施行

就業規則改定セミナー

労働施策総合推進法により、令和4年4月1日から中小企業においても、職場におけるパワー・ハラスメント防止対策が義務化されます。また、同日より、昨年改正された育児・介護休業法により、雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和などが行われます。それに伴い、就業規則の見直しが必要となります。この機会に、改定すべき箇所をチェックしてみたいはいかがでしょうか？

◆内容◆

1. 労働施策総合推進法におけるパワハラ防止対策の内容
2. 改正された育児・介護休業法の内容
3. 就業規則の改定すべき箇所について



◆講師◆

古山 文義 氏

中小企業診断士・社会保険労務士・ITコーディネーター。
培った経験と資格を活用し、多摩地域を中心に年間100社程度のコンサルティングを行う。また、コミュニケーションを中心としたセミナーを随時開催。「難しいことを易しく説明する」をモットーに明日から実践できる内容を提供している。

日時 2022年**3月3日(木)** 14:00～16:00

場所 青梅商工会議所 3階会議室

参加費 無料

定員 20名 (定員を超えた場合のみご連絡いたします。)

問合せ 青梅商工会議所 中小企業相談所 TEL: 0428-23-0113



※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日の検温・消毒・マスク着用にご協力ください。

※感染症の状況によっては、オンライン開催に切り替える場合がありますので、申込み欄のE-mailアドレスをご記入ください。

◆お申込み◆ 入力フォームよりお申込みください。

【入力フォーム】 <https://forms.gle/EA9Uxf8veeAa4vv67>



主催：青梅商工会議所中小企業相談所